

図表 1：老齢年金月額分布（2022（令和 4）年度末時点）

国民年金	～2 万円未満	2～3 万円未満	3～4 万円未満	4～5 万円未満	5～6 万円未満	6～7 万円未満	7 万円～	平均年金月額(円)
受給権者(%)	1.0	2.6	8.0	13.9	24.7	44.4	5.3	56,316

厚生年金	～5 万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20～25 万円未満	25～30 万円未満	30 万円～	平均年金月額(円)
受給権者(%)	2.1	20.7	31.2	31.3	13.3	1.4	0.1	143,973
男性(%)	0.8	9.3	25.0	43.2	19.6	2.0	0.1	163,875
女性(%)	4.5	43.0	43.2	8.1	1.1	0.1	0.0	104,878

出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」／令和 4 年度

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、・厚生年金保険（第 1 号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの 65 歳未満の受給権者が含まれていること。・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図表 2：公的年金の繰上げ・繰下げ受給の状況（2021（令和 3）年度末時点）

	繰上げ			本来			繰下げ		
	受給権者数(万人)		平均年金月額(円)	受給権者数(万人)		平均年金月額(円)	受給権者数(万人)		平均年金月額(円)
		受給率(%)			受給率(%)			受給率(%)	
国民年金	174.1	27.0	41,784	460.0	71.2	55,866	11.8	1.8	74,582
厚生年金	15.6	0.6	87,332	2,724.5	98.3	110,579	32.2	1.2	146,731
男性	13.4	1.0	92,454	1,300.0	97.6	144,307	18.8	1.4	178,081
女性	2.2	0.2	56,379	1,424.5	98.9	79,799	13.4	0.9	102,773

出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」／令和 3 年度

図表: 3 付加価値税の概要

(2024年1月現在)

区分	EU指令	EU加盟国			英国	
		フランス	ドイツ	スウェーデン		
施行	1977年	1968年	1968年	1969年		
納税義務者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡(建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡(新築建物の建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡(新築建物の建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税率	標準税率	15%以上	20%	19%	25%	20%
	ゼロ税率	特定の品目についてはゼロ税率及び5%未満の軽減税率が認められた(2022年4月より)	なし	太陽光パネル等	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送等(5%未満) 上記及び宿泊施設の利用、外食サービス等(5%以上) (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 <u>10.0%</u> 食料品、水道水、書籍等 <u>5.5%</u> 新聞、雑誌、医薬品等 <u>2.1%</u>	食料品、水道水、新聞、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 <u>7%</u>	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 <u>12%</u> 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 <u>6%</u>	家庭用燃料及び電力等 <u>5%</u>
	割増税率	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし

出所：財務省 HP (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/108.pdf) より抜粋

図表4：「ふるさと納税」制度の控除額の内訳

適用下限額 2000円	① 所得税の控除額 (ふるさと納税額-2000円) ×所得税率	② 住民税の控除額(基本分) (ふるさと納税額-2000円)× 住民税率(10%)	③ 住民税の控除額(特例分) (ふるさと納税額-2,000円)×(100%- 10%-所得税率)
----------------	---------------------------------------	---	--



控除外

控除額

- ①所得税の控除 = (ふるさと納税の寄付額-2,000円) × 所得税の税率
- ②住民税の控除(基本分) = (ふるさと納税の寄付額-2,000円) × 10%
- ③住民税の控除(特例分) = (ふるさと納税の寄付額-2,000円) × (100%-10%-所得税の税率) ≦ 住民税所得割額×20%

図表5：ふるさと納税受入額上位10団体

	市区町村	受入額 (単位:百万円)	受入件数 (単位:件)
1	宮崎県都城市	19,384	1,012,796
2	北海道紋別市	19,213	1,243,201
3	大阪府泉佐野市	17,514	1,174,877
4	北海道白糠町	16,778	1,074,349
5	北海道別海町	13,903	923,046
6	北海道根室市	12,554	532,138
7	愛知県名古屋市	11,710	206,175
8	静岡県焼津市	10,687	698,210
9	福岡県飯塚市	10,513	872,784
10	京都府京都市	10,006	217,224

市町村民税控除額上位10団体

市区町村	市町村民税 控除額(単位: 百万円)	控除適用 者数 (単位:人)
神奈川県横浜市	30,467	439,267
愛知県名古屋市	17,654	255,163
大阪府大阪市	16,655	279,922
神奈川県川崎市	13,578	207,616
東京都世田谷区	11,028	146,812
埼玉県さいたま市	10,069	155,694
福岡県福岡市	9,651	157,450
兵庫県神戸市	9,264	149,692
北海道札幌市	8,974	164,329
京都府京都市	8,243	129,062

出所: 総務省(受入上位団体は令和5年度分、控除額上位は令和6年度分)

図表 6 :

寄附金控除の対象寄附金 (一部抜粋)

(適用: 2012(平成 24)年~)

対象/寄附金の区分		所得税		個人住民税
		所得控除※1	税額控除※2	
国に対する寄附金		○	—	—
地方公共団体に対する寄附金		○	—	○ (ふるさと納税)
指定寄附金(公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)		○	○	○ (都道府県・市区町村が指定した寄附金)
特定公益増進法人 に対する寄附金	①独立行政法人	○	—	
	②試験研究、公立大学、公共的施設の設置・管理(博物館、動物園等)等を主たる目的とする地方独立行政法人	○	—	
	③日本私立学校振興・共済事業団	○	—	
	④公益社団法人・公益財団法人	○	○	
	⑤私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	—	
認定 NPO 法人に対する寄附金		○	○	

出所: 財務省資料および文科省サイト(個人が寄附した場合の税制上の優遇措置 | 文部科学省 (mext.go.jp))を基に加筆修正。

※1 控除限度額: 寄付金-2000円 (総所得の 40%を限度)

※2 控除限度額: (寄付金-2000円)×40% (総所得の 40%を限度および所得税額の 25%を限度)